

令和5年

第1回日の出町

農業委員会議事録

日の出町農業委員会

## 農業委員会第1回総会日程

令和5年1月25日  
役場全員協議会室

### 1. 開 会

### 2. 諸報告

### 3. 議事録署名委員の指名

### 4. 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）について
- (4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について
- (6) 非農地証明について

### 5. 閉 会

令和5年第1回日の出町農業委員会総会

令和5年1月25日  
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	青木 崇 君	9	土澤 孝一 君
2	田中 豊弘 君	10	坂本 晴洋 君
3	関根 進 君	11	馬場 敏明 君
5	山崎 茂樹 君	12	野口 隆昭 君
6	松本 哲男 君	13	木住野 佑治 君
7	和田 勝 君	14	辻本 泰啓 君
8	天野 幸次 君	15	神田 功 君

事務局職員

事務局長 坂 井 岳  
事務局次長 布 田 努  
事務局 宮 林 克 芳

事務局長 皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願  
いいたします。

定刻前ではございますけれども、皆さんお揃いいただきましたので、只今  
から、令和 5 年日の出町農業委員会第 1 回総会を開会させていただきます。

まず初めに神田会長よりご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

会 長 皆さん、改めまして、明けましておめでとうございます。今年もまたよろ  
しくお願いいたします。

本日も総会の開催にあたりまして招集をいたしましたところ、今日は全員  
の皆さんのお集まりをいただきました。大変ありがとうございます。

本日もご審議をよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、日程 3 の議事録署名委員の指名と日程 4 の議事進行についま  
しては、会長にお願いしたいと思います。

会 長 3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。1 3 番木住野委員、1  
4 番辻本職務代理にそれぞれよろしくお願いいたします。

それでは、4. 議事に入らせていただきます。

(1) 議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 ( 説明 )

会 長 地区担当は青木委員です。説明をお願いします。

委 員 1 月 19 日木曜日に、私と宮林主任と 2 人で現地を確認してきました。

場所的には郵便局の西側で圏央道のすぐ脇となっています。周辺は東側が  
駐車場、南側が資源ごみを収集している会社の駐車場となっており、西側は資  
材置場となっております。北側が道路で周辺に農地がないため、周囲に影響は  
ないというふうに考えられます。

現状については、何も作付けしておらず、ただの広場になっていたと思われま  
す。

会 長 事務局及び青木委員さんの説明が終わりました。委員さん方で質問、ご意見  
等がございましたらお願いいたします。質問がないようですので、(1) 議案第  
1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について処理を行います。  
許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

会 長 挙手多数ですので本案件は許可といたします。  
続きまして、(2) 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定による農用地利用集積計画 (一括方式) について、事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 説明 )

会 長 地区担当は田中委員です。説明をお願いします。

委 員 現地確認に 1 月 20 日に、宮林主任と私で行って参りました。西、南、北に山林、東から北東にかけて視界が開けている土地でした。周辺の営業状況ですけれども、・番地はよく耕された畑になっておりまして、南と北には住宅がある状態です。  
当該地の営農状況ですけれども、小型ビニールハウスが 1 棟ありましたが、現在は空いており、夏はトマトを作っていたということです。畑の方は玉ねぎ、らっきょうが栽培されていました。

会 長 事務局及び田中委員さんの説明が終わりました。委員さん方で質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。  
野口委員さん。

委 員 事務局に聞きたいんですけど、今日・さんが出席できない理由は何でしょうか。

事務局 アルバイトをしております、仕事の都合で来れないということになっております。

委 員 わかりました。研修先が・にということになっていきますので、・委員さんがいますので、内容的にどういうことなのか伺いたいですけど、よろしく申し上げます。

会 長 ・委員さんご指名がありましたが、端的にお願いします。

委 員 ・君に関しまして、うちで研修をやっていただいていたんですけど、非常に良くやってくれる人です。ただ一つだけやっていて思ったのは、将来自分がこういうふうになりたい、農業こういうふうにしていきたいという事が見えな

かった。以上です。

委員 2号議案の経営状況調書があるんですけど、この品目、ハウレンソウ、リーフレタス、きゅうりとなっているんですけど、お金に換えるという考えなしで自家消費ということは、家庭菜園をやりたいからこれを借りたいという事での申請みたいなんですけど、そこはいかがなものでしょうか。

事務局 最初自家消費だけということなので、そうではなくて農家として自立するためにはどこかで販売しなくてはいけないと思うのでという話しをして、こちらのような形で直売所に出荷して、学校給食等ということでご回答をいただいております。

また将来の計画等についてもですね、アルバイトをいつ辞めるとかというのは最初、いつ頃という時期が書いていなかったもので、その辺を明確にしてくださいとうちの方で質問して、このような書類を作ってきていただいて、今、皆さんに見ていただいているような状況になっております。以上です。

委員 農地を借りてやっていただけるのは大変嬉しいことなんですけど、その経営方針をしっかりと借りてくれるのが、農業委員会として認める場所だと思うんですね。

ただ本人の意見を聞いての話しの方が実際いいんじゃないか、書類だけで、ここで許可を出すのと、今まで1回ちょっと悪い事例が出ているので、そうしないような感じではっきりして許可を出した方がいいのではないかとということなんです。以上です。

会長 木住野委員。

委員 今後の農地についてということで、令和9年までに60アールまで増やす予定ということで、勉強しながら、農業を色々研修しながら段々に農地を増やして、色々な物を作っていくような感じにも見受けられるんですけど、この方は新規就農者ってことですか。

それと就業してからすぐに補助金とかは出るのでしょうか。助成金というか、何年くらい出るのか、あるいは出ないのか。その辺を教えてください。

事務局 ・さんにつきましては、新規就農者という形ではなく、東京都農業会議の新規就農希望者経営計画支援会議を経て、東京都農業会議で色々相談しながら、経営計画を立てておりますが、認定されている状況ではございません。

よって補助金等も認定されておられませんので、受けられる状況ではありませんが、ある程度こちらにもありますように、自家消費から出荷安定できるようになって、販路として直売所とか出すようになれば、認定等を目指して

いくという解釈ではいますが、委員さんが心配されていますようにそれがいつかというのは、こちらに5年後にというのはあるんですけども、具体的にどういうふうな計画でというのはまだ立っていないような状況になっています。以上です。

委員 わかりました。これから3年か4年はアルバイトをしながら、実際収入とか、お金は月々農業で入ってこないというのは、販売もしないし、かなり気合を入れてやらないと、自立してやっていけるような状況ではないような気がするんだけど大丈夫なのかっていう感じがします。

会長 山崎委員。

委員 だいぶ厳しい意見が出ているようですが、加味してもらいたいのは、立地的に販売農家が進んで借りたいような場所ではないので、試しとかそこで一生懸命耕作してやってくれるのなら、私的には非常に結構な話しなんではないかなとは思いますが。本当の販売農家が借りてやってくださいと言っても、絶対嫌ですというような場所だと思います。だから、それこそ耕作放棄になる可能性のあるような農地で、そこを一生懸命やってくれるというなら、私は結構な話しだと思います。以上です。

会長 野口委員。

委員 私の考えは、家庭菜園をやりたいからこれだけの規模を貸してくださいというのをはいどうぞという考え方でいいのかなと、農業委員会で認めますっていうことならそれはそれで別にいいんですよ。

会長 馬場委員。

委員 この文章だけを見ると、さっき野口委員が言ったように、果たして農業委員会として自家消費のために畑の貸し借りをしていいのか。耕作を、例えばどんな場所であろうと荒地になるよりかは確かにいいことなんですけれども、これから農業をやるっていう人が畑を耕作してそこで少しでもいいからお金を生み、頑張っってやっていくよっていう人であれば、僕は構わないと思いますけども、ただここに自家消費、これについて私は変だなというような気がします。以上です。

会長 青木委員。

委員 農地を借りる時、下限面積とかありましたけど、この中間管理機構、経営

基盤強化法に関しては、そういったもの関係なかったのでしょうか。その辺を教えていただければと思います。

事務局 認定新規就農者でなくても借りられるということで、農業会議の方とも確認しております。ただ、全部要件とかですね、そういったものは、あと従事要件とかそういったことは、当然借りるにあたり必要な条件になっていますけれども、そちらの方はクリアしていることで、下限面積等に関しては特に、あと認定等のですね縛りというかそういったことはなく借りられるということで中間管理の方ではなっております。以上です。

委員 気になったのが従事要件の方で 300 日となっていて、それで自家消費でアルバイトメインっていった色々話しが矛盾してしまっているのも、本人の話しを本当によく聞きたいというのが私の結論です。以上です。

会長 本人に聞いたりしてやったんですけれども、本人も段々しりつぼみというかですね、やる気というかですね、段々乖離が出てきたりして、今に伸びて、今度またこの強化法でやろうというようなことで申請が出てきたものであります。

野口委員それから木住野委員、馬場委員、青木委員が言っているとおりですね、本来これでいいのかっていうようなことも私も考えているわけなんです。むしろ強化法でやるには強化法というこの法律についてはですね、これから農業を一生懸命やっということうことで、農業で飯を食っというふうな姿勢でない、自家消費だけでいいのかっていう、それはまさに家庭菜園的なものということなんです、いわゆる将来に向かっては少しずつ広げよう、それからそれで飯が食べられるようにしていこうというふうな気持ちもあるようであります。

その元になっているのは東京都農業会議の中で、そういうようなことも話され、意識を高めていって、春先の会議の時に、そこまで言ったんですけども、その時には東京都農会議だとか、普及所だとか、農協に集まっていたら農業経営についてそれぞれの分野から聞いた中でですね、結論的には結論が見いだせなかった人物であります。

今これからもやっていく中で、強化法でやってなくても本当は 3 条でやるべきものだと思うんですね、強化法というのはまたちょっと違うんですけども、なぜ強化法の中で本人が出してきたかという、東京都農業会議の専門的な会議の中で、その審査をし、この人ならいいだろうということで、出てきたものですから今回も強化法で出してきたところなんですけども、本日皆さんのご意見を聞いても、これでいいのかというようなことが総論的に出てきてると、こういうことでもあります。そんなことで参考になればと思ってお話しをさせていただきましたけども、本来 1 反とか 1 反ちょっとで飯を食べ



られるわけではないし、もっと次から次に借りていってですね、大きくしていかないといけないということなんですけど、この方も7反だとか8反だとか将来的なことを言っておりますけども、本当にそうなのか。もっとですね、最初のダッシュがないとなかなかできないんであって、アルバイトしながら農業やろうなんのはちょっと甘いのかなというふうに思っております。こんなことの意味も考えておりました。以上です。

皆さんのご意見を伺いたいと思います。

和田委員。

委員 ・さんは、この住所が書いてありますこれが実家なんですか。

事務局 ・さんにつきましては、3年前に仕事とは関係なく家族の都合で日の出町に移住してきたということです。以上です。

委員 地元で生まれていれば地元で愛があるから、踏ん張ってくれるのかなと思うんですけども、やっぱり地元でないとすると、青木委員も言ったように1,000㎡で従事日数が300日はどうなっているのかなというのがあります。

私も専業農家ではないんですけど、これ以上やっていますけどこんなに日数かけてないんで、その辺もこの経営状況とかがいまいち信用できる内容ではない感じがするんで、本人のやる気がどこまであるのかっていったところが感じられないような内容かなっていうふうに個人的には思います。以上です。

会長 野口委員。

委員 中間管理機構を通しているから日の出町では貸してくれるという安易な考え方か。これ3条申請だったら通りませんよね。なんで中間管理機構でやれば通るのかなっていうのは分からないんですけど。本人に聞かないとこの書類だけでは分からないんですね。

会長 3条申請でやると3反規制に引っかかてしまうんですよ。そうすると最初から駄目なんですよ。強化法でやるのはなぜかという、昨年東京都の農業会議の会義の中で通っているから、その時の意思の持ち方だとか、この作付けをするとか、そういうふうなことの中で、・さんはいいのではないかというふうなことをお墨付きをもらっているということが、強化法の中でできる、借りられる根拠になっているんですよ。

本来であれば、3条でやるべきものですけども、3条では借りられないという内容なんですね。

委員 結局、中間管理機構を通せば闇耕作ではないですけど、闇耕作が表にちゃんどできるようになるってことですよ。資格がなくても広い畑を借りられるってこと。中間管理機構がいいと言えば、初めての中間管理機構を通して、一般の人が使えるようになったという特例で、今回初めて会議にかかったってことで私たちもちょっと分からないってことがあります。

事務局 今おっしゃるような闇耕作とかそういうのではなく一応、東京都農業会議の新規就農希望者経営計画支援会議というのを経ていますので、東京都農業会議の方では、この方が農業をできるというふうな判断をされており、計画の方で、すぐに販売農家になって農業メインにという形ではないにしろ、とっかかり 1 反の畑から始めて徐々に畑を広げていって、農業者になっていく見込みがあるというかそういう期待をしているということだと思います。

少しずつ農地を広げていって販売までこぎつけていきたいという希望があるということで、今回中間管理で畑の貸し借りということで利用集積計画の策定に至っている判断を事務局の方ではしております。

会長 強化法の中でも認定の新規就農者ではなくても、その法律によって借りることはできますよってということが書いてあるんですね。そういうことの中で 18 条というのがあるんですけど、その法律の中で借りることについてはできるんですよということなんです。ただスタートが遅いということが問題になるかと思います。

他にご意見はありますか。出ないようですので、この 2 号議案については、今回は保留ということにさせていただいて皆さんよろしいですか。よろしかったら手をあげていただきますか。

( 挙手多数 )

会長 全員の方が保留というふうなご意見ですので、今回は保留させていただき、次回 2 月の総会の時に来ていただいて、話しを聞き、処理をしていきたいと思えます。

続きまして、(3) 議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 説明 )

会長 地区担当は土澤委員です。説明をお願いします。

委員 先週の 20 日金曜日に事務局の宮林主任と現況を確認いたしました。場所

は・小学校の東側に位置し、東西に長方形の1反歩の土地です。周囲の営農状況ですけれども、当該地の南側の畑は現在何も作っておりませんが、非常に綺麗に耕作されておりました。東側は会社の敷地に面しております。当該地の営農状況ですけれども綺麗に耕作されておりました。現地確認の報告は以上です。

会 長 事務局及び土澤委員さんの説明は終わりました。なお、本日借手でありまして・さんに来ていただいておりますので、営農計画等についての説明を求めます。

・さん ( 営農計画等説明 )

会 長 ・さんの説明が終わりました。委員さん方で意見、質問がございましたらお願いします。野口委員。

委 員 同じさつまいも農家として、青木委員どう思いますか。

委 員 うちの方はさつまいもの苗の方が中心なのでどうしても青果の方が手薄になっているのでその辺を頑張ってやっていただくのが、とてもいいかなというところがございます。以上です。

会 長 ・さんが退出いたしましたので、委員皆さんからご意見ご質問がありましたら、受けたいと思います。無いようですので、経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農地利用集積計画（一括方式）について処理を行います。決定としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします

( 挙手多数 )

会 長 挙手多数ですので、本案件は決定といたします。続きまして、(4)議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 説明 )

会 長 事務局の説明が終わりました。地区担当は土澤委員さんです。説明をお願いします。

委 員 先週の20日金曜日に事務局の宮林主任と現地の状況調査を行いました。

申請地は農振地区に位置しています。周辺の営農状況は、各農地は綺麗に耕作されておりました。当該地の営農状況は栗畑が主体の畑でした。その他には東側に小松菜、のらぼう、大根、ほうれん草等が栽培されてました。周辺の営農への影響は、特段大きな影響はないと思います。現地確認の報告は以上です。

会 長 事務局及び土澤委員さんの説明が終わりました。なお、本日は譲受人であります・さんに来ていただいておりますので、営農計画等について説明を求めます。

・さん ( 営農計画等説明 )

会 長 ・さんの説明が終わりました。委員さん方で意見、質問がございましたらお願いします。和田委員。

委 員 今住んでいるご自宅から畑までどのくらいの距離なのでしょうか。

・さん 今住んでいる自宅から4キロぐらい離れてまして、12分もかからずに現地の方には行けるのではないかとこのところではあります。

会 長 今、栗と野菜類を作ってそれをすべて自家消費ということお話しで、経営状況調査の中で書いているようなんですけども、野菜はどんな物を作られているのですか。

・さん 野菜は冬場であれば白菜、大根であったりだとか葉物ですね、あと人参とかも植えてるんですけども、今の時期ですと冬の時期からのらぼうが西の方だと有名なので、のらぼうの種から苗を作って、それをかなり広く植えているような状況です。

会 長 皆さんからのご質問、ご意見等ありましたらお願いします。馬場委員。

委 員 これから買おうとしている土地なんですけれども、肥培管理はしっかりやっていたらということでもよろしいのでしょうか。

・さん それについては、お約束ができます。

会 長 他にご質問、ご意見等ありましたらお願いします。ご意見、ご質問がないようですので、・さんにはご退出をお願いしたいと思います。・さんにはご退出を願いました。委員の皆さんでご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

ます。意見質問がないようですので、(4) 議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について処理を行います。許可としてよろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 挙手多数 )

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。続きまして、(5) 日の出町農業委員会会長専決規程第 4 条による報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 会長専決処理報告 第 5 条届出 1 件 )

会 長 事務局の説明が終わりました、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。意見質問がないようですので、(5) 日の出町農業委員会会長専決規程第 4 条による報告とさせていただきます。続きまして、(6) 非農地証明について、事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 非農地証明 1 件 )

会 長 事務局の説明が終わりました、ただいまの報告につきまして、意見、ご質問ありましたらお願いします。意見はないようですので、(6) 非農地証明の報告とさせていただきます。

以上をもちまして本総会の日程は終了いたしました。

署 名

\_\_\_\_\_ 番

\_\_\_\_\_ 番